

2020年3月定例会 一般質問

件名1	犬山城下町地区の魅力向上について
要旨①	景観まちづくりの現状等について
質問	犬山市景観条例が施行された平成20年4月1日以降、城下町ゾーン内において、高さ13メートルを超える建築物の建築があったのか無かったのか。また、景観に関するこれまでの届出件数及び、景観形成のルールに基づく「指導」や「お願い、助言」の状況は。
回答	犬山城下町周辺地区で13mを超える建物が建築された事例はありません。また、届出件数は累計で300件。指導の状況は、新築及び増改築については切妻平入り屋根形状や日本瓦葺きの項目で適さない事例が多い、一方、色彩や設備の場所などは、多くの物件が城下町にふさわしい外観として適合する計画となっている状況です。
再質問	城下町地区は、きびしい制限がかかることと、引き換えに、手厚い支援が用意されています。そこで、建築物の新築、改築等に係る、助成の概要(内容)と、これまでの助成件数及び助成金の大きな総額についてお尋ねします。犬山市景観条例又は、その前身である犬山市都市景観条例に係る部分について、都市整備部長及び教育部長にそれぞれお聞きします。
回答	景観助成金については、新築、増改築、修繕・模様替え、などを対象に補助率や限度額を設けて、城下町にふさわしい外観にすることに対して支援するものです。最大で補助率2/3、限度額300万円を支援するものです。実績としては、平成5年の都市景観条例に基づく助成が累計で142件、約1億9400万円、平成20年の景観条例制定以降の累計で41件、約7,500万円の支援を行っています。
回答	犬山市文化財保存事業費補助金は、文化財の保護を図るため、文化財の所有者、管理者が行う文化財建造物の保存事業の実施に要する経費に対し補助を行うものです。建築当初から市内に継続して存在する登録有形文化財建造物又はこれと同等の価値を有する建造物の保存修理事業費が補助の対象であり、事業費の2/3、最大500万円が補助額の上限となっています。この制度は平成22年から実施しており、平成30年までの9年間で27件、総額として8,864万1千円の補助を行っています。
要旨②	伝統的建造物群保存地区指定について
質問	犬山城下町のまちづくりを考える上で、大変重要な方がお見えになります。それは、元東京大学教授であり、同大学の副学長を務められ、現在は、神戸芸術工科大学 大学院教授の西村幸夫先生であります。今年度は、昨年10月27日に、福祉会館にてセミナーが開かれましたが、その時に、城下町まちづくりの方向性の注意すべき点として、オーバーツーリズム、テーマパーク化といった課題や町の品格についての講話のほか、日本の景観ルールは、欧米のスタンダードと比べると非常に緩いという指摘に加え、犬山城下町は、重要伝統的建造物群保存地区指定が良いのではないかという発言がありました。犬山城下町についても、以前この重要伝統的建造物群保存地区指定、いわゆる「重伝建」指定に向けて、ある程度の地元同意を得て機運が盛り上がったにもかかわらず、頓挫した経験があると記憶しています。そこで、過去の振り返りとして、「重伝建」に関するこれまでの経緯について、お尋ねします。
回答	犬山城下町が重要伝統的建造物群保存地区として文部科学大臣から選定を受けるために、本町通りを中心とした町屋の調査をするとともに、平成14年から地元説明などを行ってきました。その結果をもって、国へ地区指定に向けた相談を行ったところ、犬山固有の価値を明確にすること、建物の修理修景の計画を詰めていくこと、地区指定の範囲は城下町の複数の通りを含んだ広さを確保すること、との指導がありました。その後、景観計画の策定や歴史的風致維持向上計画の認定を経て、平成23年度に再度、国へ相談をかけたところ、3つのポイントについて指導がありました。1つ目は必要かつ十分な範囲の調査により導き出される地区の範囲の把握、2つ目は詳細な調査から導き出される価値の把握、そして3つ目として住民の共通の理解による伝統的建造物群保存地区のルールの設定と運用を行うことが求められました。今後、重要伝統的建造物群保存地区への選定を現実とするためには、これらの課題を解決し、国や県と協議しながら住民の理解を得ていくとともに、市としての方針を熟成していく必要があります。
再質問	重伝建に係る国の指導は、『指定エリアの選定』『詳細調査の実施』『住民コンセンサスの形成』の3点を「しっかり詰めなさい」ということと、理解をいたしました。再質問させていただきます。実現に至っていない最大の課題は、何だと考えているのか、お聞きします。
回答	先程の答弁の中で、地区の範囲と価値、そしてルールの3つ全てが課題であるとお答えしましたが、その中でもルールの運用が重要な課題であると認識しています。伝統的建造物の所有者であればある程度の理解はいただけたと思いますが、伝統的建造物の所有者ではない住民から理解を得ることは、かなり困難であると考えられます。このため面的な広がりを持つ、保存地区でのルールの運用が、重要な課題であると認識しています。

再々質	重伝建指定は、現時点ではハードルが非常に高い。そこで、私からは、一部のエリアでは「伝建指定」が可能ではないかと考えますので、提言させていただきます。「重要」という冠が付くかどうかの違いですが、制度的には、大きくちがって、「伝建指定」は、市町村の裁量によって、指定できるものと認識しています。制度の概要をお示ししていただいた上で、「伝建指定」についてどう考えるのか、答弁を求めます。
回答	伝統的建造物群保存地区は文化財保護法に定められている制度で、修理修景基準や許可基準等を定めた保存条例に基づき、保存活用計画を定めるものです。重要伝統的建造物群保存地区も同様に文化財保護法に定められている制度で、国が市町村からの申出を受けて、価値が「特に」高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定するものです。こうしたことから伝統的建造物群保存地区は、各市町村が重要伝統的建造物群保存地区への選定を見据えて決定していくもので、当市においても伝統的建造物群保存地区の決定にあたっては、文化財的価値を保存するために国の選定基準を満たすことが求められます。そのため今後は、国や県と協議していく必要があります。これらに加えて、地区の住民の意向を踏まえつつ犬山市伝統的建造物保存委員会で議論を重ねながら、市としての城下町保存の方向性を熟成していきたいと考えています。
コメント	やはり、現実的には、法律で市に裁量権が認められていても、国や愛知県と協議し、その方針に「従え」ということで、文化庁の意向が大きく関わることを、再認識しました。
要旨③	高度地区の指定について
質問	先ほどは、伝建や重伝建の指定について質問させていただきましたが、答弁を総合しますと、指定までに、相当な「期間」を要すると思われまます。したがって、犬山城下町地区は、まずは、建築物の高さ制限をすべきと考えます。高さ制限の手法としては、景観法に基づく景観地区指定や景観協定のほか、地区計画に定めることができますが、いずれも「高さ」だけの単体で取り組むべきものではありません。そこで、高度地区の指定を提言します。高度地区は、制度的には「良好な市街地の環境維持や、土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度や最低限度を定めるまちづくり」ということで、城下町については、高さの最高限度を定めることになります。高度地区は、市の都市計画で定められますので、最も簡便な手法といえます。ぜひ、この手法を取り入れ、質の高い魅力ある街並み形成の基盤を、この先も確保すべきと考えますが、当局の見解をお伺いします。
回答	景観法の趣旨は住民自らがルールを作り守っていく前提であり、行政が押し付ける、ものではありません。強制力を持たせるためには、ご指摘のとおり高度地区などの都市計画決定も選択肢の一つと考えます。福祉会館の解体は、大きなチャンスと思っていますので、提案の高度地区が最適なのかを含めて、城下町景観を守るための手法の検討に入りたいと考えます。
再質	仮に、高度地区を指定するとした場合、現状で高さ13メートルを超える建物、いわゆる既存不適格建築物が幾つか発生すると考えられます。そこで、こうした既存不適格建築物の法的な取り扱いはどうなるのか、確認の意味でお伺いします。
回答	既存不適格建築物については、先進事例でも取扱いが分かれており、再建築時に同程度まで認める場合や再建築時に一律で基準に適合させる場合も見受けられます。どちらの手法をとるかは、市町の考え方によりますが、高さ規制に関する都市計画決定をしたからといって、指定後すぐ「既存不適格建築物を取り壊せ」というような、強制的な運用を行うものではありません。
要旨④	福祉会館南交差点の街路灯について
質問	本町通りでお店を出している方が、多くの観光客の方から受けた意見ということで、取り上げさせていただきます。その意見とは、福祉会館南交差点の街路灯が、異様に背が高く、撮影の場所にも依りますが、通りから犬山城と街並みの写真を撮ろうとすると、照明器具とポールが、犬山城天守に被ってしまうということです。福祉会館が解体除却されると、更に目立った存在となってくると思いますので、直ぐにとは言いませんが、改良をすべきと考えますが、いかがでしょうか。
回答	福祉会館南交差点の街路灯は、自動車運転者に対して、交差点内の歩行者や自転車の状況が、暗い時間帯でも分かるようにする目的で設置されている交差点照明となります。交差点照明は、交差点都全体を均一的に照らす、10ルクス以上の明るさを確保し、交差点内を視認できるよう、適正な灯具の選定が必要となります。「あんどん」をイメージした街路灯が連続して設置されていますが、この街路灯では、均一的に10ルクス以上の明るさを確保することができないため、交差点照明としては、現状では交通安全上適当でないのご理解ください。しかし、福祉会館解体後の状況を確認しながら、交差点照明灯の機能が維持できる状態で、観光や街並みの目線から配慮できることがあれば検討していきたいと考えています。

要旨⑤	魅力の発信について(聖火リレー等について)
質問	要旨①から④までは、城下町の魅力の向上について、主に街並み形成の観点から、質問いたしましたが、一方で、城下町の良さや取り組みを、外に向けて情報発信することは、魅力の更なる向上と活性化に繋がります。そうした中、来る4月6日に、城下町で、聖火リレーが実施されることは、ご承知のとおりです。城下町で行われる聖火リレーや、夏に開催される本大会は、犬山の魅力を示すおおきなチャンスと考えます。そこで、1点目として、聖火リレーの実施内容や同時開催のミニセレブレーション等について、新しい情報があれば、現在発表できる範囲で構いませんので、お尋ねします。2点目として、東京2020大会は、子供たちがスポーツに関心を持つ良い機会と考えますが、何か小中学校の児童生徒の教育に結び付けることはできないか、お尋ねします。3点目として、東京2020大会に合わせ、犬山の良さを広く伝えるため、観光面ではどう関わって行くのかお尋ねします。
回答1	具体的な内容を発表する段階に至っておりませんが、市民のみなさまに参加いただき、ルートの沿道や城前広場などで実施できればと考えております。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた組織委員会の発表によっては、こうした計画も変更する場合があります。今後は、犬山市を走行する聖火ランナーの氏名が3月上旬以降に発表され、順次、各聖火ランナーの走行する区間などが発表される予定です。
回答2	オリンピック・パラリンピック教育には目的としての学びと手段としての学びの2つの側面があります。目的としての学びでは、4月6日に市内小中学校を休校にして、一部の児童生徒が聖火リレーに間接的に参加する予定です。一方手段としての学びでは、既にここまで、障害者スポーツの体験を実施したり、特別支援学校とのスポーツ交流を行ったりする学校があります。種目体験とは別に、各教科の内容に絡めながら子供たちの視野を広げる教材として取り扱っている学校もあります。オリンピック・パラリンピックについて、毎日報道される情報をいろいろな観点で切り取り、道徳や学級活動などで、スポーツに親しむ姿勢、グローバルな感覚などを養う教材になっていくことを期待しています。
回答3	現在、新型コロナウイルス感染が拡大しており、先行きが不透明な状況です。したがって、この状況が収束して予定通り進められることになれば、この機会を最大限に活かし、東京ドームをはじめとする関東の観光施設でのプロモーション活動、J R東海とも連携し、広域周遊券造成への協力等、新たな展開として、関東圏からの誘客を意識したプロモーションを推進してまいります。また、オリンピック・パラリンピック閉会後も、首都圏をターゲットとした観光宣伝を継続的に展開し、20年のリニア新幹線の開通に向け、県や交通事業者など、関係機関との連携強化を図り、広域誘客の取り組みを加速していきたいと考えております。
要旨⑥	尾張藩連携事業推進協議会について
質問	先月上旬の中日新聞に「尾張藩連携事業推進協議会発足」の記事が掲載されていまして。1点目として、この協議会の設立に至った経緯と、2点目として、現在、中部運輸局が進めている昇龍道と、どう差別化していくのか、お尋ねします。
回答	尾張藩連携事業推進協議会は名古屋市からの提案で、岐阜県郡上市、下呂市等を含めた12市町村と交通事業者らが参画し、連携エリア内にある歴史・文化・自然等、魅力ある観光資源を、新たな観光ルートとして世界に向け発信し、広域で観光誘客を進めていくことを目的として、令和2年2月に設立されました。有効な事業展開になると考えております。一方、昇龍道プロジェクトは、中部地方を縦断する広域的な観光施策により、中部北陸圏へのインバウンドを推進するため、取り組みを展開しています。尾張藩連携事業推進協議会、昇龍道プロジェクトのどちらの取組みも、インバウンドの推進が主体となりますが、連携エリアが異なることから、広域的な観光振興の幅が広がり、差別化するのではなく、相乗効果が生まれるものと考えております。
件名2	楽田出張所の移転について
要旨	機能や使い勝手の見直しについて
質問	楽田ふれあいセンターは、供用開始して間もなく20年経とうとしています。20年を区切りと考え、この出張所併設の機会は、施設を管理する楽田コミさんの立場として、また、まちづくり拠点施設として、その機能や使い勝手を見直すチャンスでもあると考えます。そこで、出張所の移転等に関し、こういった考えを持って改修に望まれるのか、また、考えがあるとしたら、どのようなお考えなのか、お尋ねします。
回答	詳細協議の際には、利用者目線に立ち、出張所としての機能やこれまで利用されてきたセンターの機能をできる限り維持し、効率的な複合施設となるよう進めてまいります。複合化に伴う事務室の位置の変更など、機能的な改修と合わせて可能な範囲での修繕も必要と考えています。地元の住民のみなさんが親しみをもち、利用しやすい施設となるよう話し合いながら移転を進めています。

2020年6月定例議会 一般質問

件名1	新型コロナ関連対応について
要旨①	小学1年生の複学年式の考えと学級担任の固定について
質問	夏休みの短縮や学校行事の見直しなどによって今後カバーしていくことになることは承知しているが、私個人としては、2年かけてしっかりケアすべきと思っていましたところ、文部科学省から、「年度内に学習を終える事ができない場合は、2～3年かけて遅れを取り戻すことを特例として認める。」という通達が出されました。是非こういった考え方を持って取り組んで頂けないでしょうか。また、子どもひとり一人の学力や個性を見極め、きめ細かな学習を実施するためには、担任が変わるのではなく、一人の先生が2年生まで見る方が良いと考えます。教育長にお答えをお願いしたいと思います。新型コロナに係る一連の取組に係る「教育長の思い」なども併せてお聞きます。
回答	小学校1年生の子どもたちは、他の学年と比べて比較的指導に余裕がある状況でございます。1年生の年間の総授業時数が850、4・5・6年の高学年が1,015時間ありますので、高学年の時間数に対して、1年生については15%減の状況であります。決して議員のお考えを否定するつもりもございませんし、打ち消すつもりもないわけですが、私は、全ての学年が本年度中に学ぶべき内容は、本年度中に終えておくことが得策だと思っております。そのためには様々な手を尽くしていく覚悟でいるという状況です。 それから、2つ目の学級担任は持ち上がってはどうかというご質問でありますけれども、それも1案だと思います。私はちょっと別の角度からお話をさせていただきたいと思います。子どもたちが人間形成をしていく過程で、学級担任の先生をはじめ、先生方が影響を及ぼす、その力というのは非常に大きいと思います。逆に、先生方にとっても、教師として成長していく過程で、どんな子どもたちとどういう出会い方をするかというのは、非常に大きな意味があると思うんです。ところが現実問題としては、子どもたちは担任の先生を選ぶことができませんし、先生方も実は子どもたちを選ぶことができない状況にあるんです。私は、子どもたちも先生方も、できる限りたくさんの人たちとの出会いの中で、いろいろなことを学び取っていただきたいと思います。いろいろな考えがある、これは決して否定するものではないわけでありまして、様々な可能性、様々な考えを含めた上で、それぞれの学校の実情に応じて学級編制をせずにそのまま1から2へ上がるのか、あるいは担任を交代せずに1年生・2年生、同じ担任が指導するのか、それぞれの学校で十分協議をいただいて、対応をしていただくように学校現場にはお話をさせていただきたいと思います。
要旨②	経済活性化について
	午前中の柴田議員の一般質問、経済対策についての中で、お伺いしようとしておりましたプレミアム商品券の事業については、既にお答えを市長からも頂きました。したがって、議長、この質問は割愛させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (議長) 分かりました。
要旨③	避難所の密集、密接回避について
質問	これから迎える梅雨どきの豪雨や台風シーズンを前に、避難所の3密が、報道などで問題視されています。当市については、テレビの映像で観るような密集、密接状態が発生するほどの避難はそれほど多くは無いと認識しているが、それでも10年ほど前の台風時に、今井小学校に避難所が開設された時は、テレビ局の中継車が入るなど、大変な状況になったことを思い出します。従いまして、犬山市にあっても想定しておくことが必要です。既に担当部署にて検討に入っているかと思しますので、考え方や対応策についての現在の状況について、確認させていただきます。
回答	これまでの大雨や台風の際には、事前の気象情報などから、被害規模や危険度を予測した上で、必要に応じ、段階的や部分的に避難所を開設してきましたが、今後はまずは一つの避難所で密の状態を作り出さないために、より多くの避難所を開設し、分散避難が可能となる対応を考えています。また、密を避けるためにおおむね2メートルの間隔を取るなどのレイアウトが必要となり、避難者を多く受け入れるために、例えば学校体育館では同校舎部分を活用するなど、個々の避難所でできる限り多くの部屋の確保をしていきます。さらに、避難が長期化した場合には、居住空間や通路を分離するなど、様々なケースにおける対策を検討しているところです。また、市民の皆さんに対しては、自宅の災害種別ごとの危険度を、防災ハンドブックにより確認していただくことで、適切な避難行動につなげ、避難所へ避難する際には、マスクの着用や、自宅での検温などのお願いを広報などを通じて周知してまいります。併せて避難が必要な場合でも、可能であれば親戚、知人宅など、指定緊急避難場所以外の自主避難の場所を想定していただくことも啓発していきます。

件名2	星和橋関連工事に係る対応について
要旨①	工事の概要等について
質問	星和橋は、前原台住宅団地の北に位置する大畔池に架る橋で、市道羽黒前原台線に位置付けられている。この橋は、前原台住宅地の造成にあたって、工事用の仮設橋として築造されたものを、その後改良して現在の道路橋としたものと聞いており、耐震の観点で問題があるため、今年度より工事着手されます。この工事の完成までのスケジュール、また、工事にあたって全面通行止めとなる期間についてお尋ねします。
回答	完成までのスケジュールとしましては、今年度到大畔池の耐震補強工事及び大畔池の堤体を利用し、新たなルートとして設置する道路工事に着手し、令和3年度から令和4年度にかけて、この新設道路と既設道路を接続する工事により、令和4年度中に全線が完成する予定です。この工事に伴う通行規制につきましては、既設道路と新設道路の接続部分において、既設橋を撤去後に新設道路を整備する期間が全面通行止めとなります。期間としましては、令和3年8月頃から令和4年7月頃の約1年を予定しておりますが、工事の進捗によって期間が変更となる場合もございます。その後、引き続き星和橋の撤去工事を行いまして、令和6年度に全ての工事が完了する予定であります。また、今年度、星和橋関連工事として水道工事を予定しており、7月から9月まで主要地方道春日井犬山線の犬山病院東側三差路から星和橋北側丁字路の間で車両通行止めになります。既に地元等へは周知をしております。いずれにしましても、工事のスケジュール、特に通行止めとなる期間につきましては、全戸回覧等により、地元や関係機関等と情報共有に努めてまいります。
要旨②	コミバス運行について
質問	来年8月頃から、1年間にわたって全面通行止めになるということですが、そうしますと、コミバスの今井前原線に大きく関わってきますので、コミバス運行についてお尋ねします。現在の今井前原路線の今井方面から来た下り線は、前原あじかの交差点で右折し、前原台の5つの停留所を経由した後、星和橋を渡り、さらくら、犬山病院前を通して「塔野地杉」で左折南下して再び前原に入り、「前原老人憩の家西」及び「前原」の2カ所の停留所を経由して五郎丸方面へ向かうことになっており、上り線は、この逆のコースを辿ることになります。星和橋が通行できなくなると、前原台の最北端の「前原台北バス停」までで、Uターンして、あじかの交差点まで戻り、更に、これまで同様のバス停に停車しようとする場合は、前原交差点から北上して、さらくらまで行き、再度Uターンして前原交差点まで戻るということで、時間的ロス考えた場合、かなりきびしいと、個人的には判断しています。したがって、前原台からあじかの交差点まで戻った後、そのまま県道を通して五郎丸方面へ向かうというルートが順当な考え方になるかと思いますが、こうなりますと、現在2カ所ある「旧前原地内のバス停」が、1カ所になってしまいます。そこで、前原東交差点（コンビニと中華料理店がある交差点）で、北上して、大同メタル正門前を通過し、前原公民館前を現在の代替えバス停としたうえで、福昌寺東で左折して従来の路線に戻るルートを提案しますが、当局の考えをお示しください。
回答	星和橋関連工事に係る対応につきましては、現在、今井・前原線は33人乗りの大型車両で運行しているため、ルート設定に当たっては、道路幅などを考慮する必要があります。また、対象となる地域の方々や、同路線全体の利用者の利便性への影響に配慮し、バス停を移設する場合は近くにすること、時刻表の変更を少なくすること、全体の運行時間が大幅に伸びないことなどの視点をもって検討を進めています。スケジュール的には、12月に開催予定の地域公共交通会議で変更案の協議を行い、必要な法的な手続を行った後に、市民の方々に周知していく予定としていますが、よりよいルートとなるよう、議員からのご提案も参考にさせていただき、検討してまいります。
再質問	星和橋関連工事とは、直接的には関係ありませんが、新郷瀬川の前原地内に架る海道橋は、3、4前から架け替え工事が行われており、現在も通行止めとなっています。この海道橋工事は順調に進捗すれば、今年度末までに終了し、来年度からは通行できることとなっていますので、路線を変更する必要が生じます。先程の質問の中で、説明しましたように、星和橋の工事によって、杉バス停及び前原老人憩の家西バス停が、場合によっては1年間廃止されることも予想されますので、星和橋工事期間中の補完として、この栗栖富岡線を一時的に「さらくら」まで延伸し、活用することも一つの考え方と思います。 更に、バス路線変更は、市民への周知が、課題となり、時刻表、路線図の印刷物等の配布など、経費も相応に必要となります。星和橋本格工事と海道橋の工事終了が微妙にズレているため、十分調整をとっていただき、経費の節減に努めていただくことを、強く望むところであります。以上、2点について当局の見解をお尋ねします。

回答	栗栖・富岡線のルートは、当初、海道橋を通過するルートでしたが、架け替え工事の関係で、現在のルートとなっています。この路線については、海道橋の完了工事に合わせて、できる限り早い段階で海道橋を通過するルートへ変更して、利便性を高めたいと考えています。そのため、今井・前原線と同様、議員の案を参考に、海道橋に至るルートや見直し時期など、様々な観点から検討していきたいと思います。なお、路線図作成については、経費節減も十分に考慮した上で、印刷内容の工夫やタイミングなどを検討して参ります。
----	--

2020年9月定例議会 一般質問

件名1	小中学校における施設改修等工事について
要旨①	小中学校施設の長寿命化計画と劣化度調査結果について
質問	昨年度策定された長寿命化計画によれば、施設整備にあたっては、『建築経過年数だけでなく、耐力度調査や劣化度状況調査などによる現状を踏まえて判断する』となっており、平成30年度に劣化度調査を実施されていると認識しています。この調査結果の概要をお尋ねします。
回答	平成30年度の調査は、各学校の建物ごとに「屋根等」「外壁等」「内部」「電気」「機械」の5つの項目別に劣化状況等を調査し、建物ごとの健全度を100点満点にて点数化した調査で、この健全度は、長寿命化計画策定時に学校施設の状況を知るための物差しとして国が示したものを基準にしています。学校別の点数としては、平成22年から平成24年にかけて整備事業を行った羽黒小学校の校舎が90点以上と一番得点が高く、建範後50年前後経っている多くの学校は、70点から50点台となっています。中でも得点が低い学校は、現在整備事業を行っている楽田小学校が30点台、今年度から整備事業に着手している犬山南小学校が40点台となっています。
再質問	南小学校は経過年数や劣化状況から、最優先で改修ということで、長寿命化計画書では、本年度より事業着手となっていることを改めて確認できました。そこで、事業の現在の進捗状況と今後の予定などについて再質問させていただきます。コロナ禍であり、また、先般財政シミュレーションで厳しい状況が示されましたが、予定通り進めることで良いか確認いたします。
回答	昨年度は、耐力度調査と犬山南小学校の改修に向けての基本構想づくり検討委員会の開催及び改修に関するアンケートを実施しました。その結果、北校舎は取り壊して改築、南校舎は長寿命化改修という結果になりました。コロナ禍ではあるものの犬山南小学校の整備事業は、当初の予定どおり今年度から基本設計のプロポーザルと敷地測量を進めているところです。令和3年度には実施設計を行い、令和4年度から給食室や新校舎の建築、既存校舎の長寿命化改良工事を進めていく予定です。
要旨②	学校間の格差縮小について
質問	格差縮小という過激な表現をしています。要は、「子どもたちが不公平だな」と感じることを少なくしていく、ということで理解して頂きたいと思います。小中学校施設の長寿命化計画に別表が添付されており、非構造部材改修や屋根防水全面改修工事などの、事業項目ごとに各学校の優先順位が、示されています。限られた予算の中で、進められる訳ですから致し方ないのですが、建て替えや大規模な改修を待っている学校間の環境格差が生じたままになると考えます。そこで、学校施設整備計画に、「学校間の格差縮小改修」といった事業項目も追加し、改修を積極的かつ計画的に実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。
回答	小中学校における施設改修工事については、大規模な改修は個別に予算化し、小規模な営繕工事は、毎年各学校から出される要望により、優先順位を付けて予算化しています。また、緊急的な工事についても、この予算の範囲内で執行しています。 令和2年度予算では中学校営繕工事費は、昨年度に比べ1.5倍に拡充しています。また、小学校営繕工事費は、昨年度と同額ですが今のところ要望に対応できています。加えて、今年度から学校教育課に技術職員を配置し、望内容を現場で確認をしながら、工事施行しているところです。なお、市内の学校施設に対する営繕工事費などに予算上の格差はありませんが、それぞれの学校の建設時期が異なることから、どうしても施設機能に差はあります。こうした箇所・部分について、その後の状況の変化などによって改修が必要になってきたものがある場合は、学校の要望を受け、必要な改修を適切なタイミングで実施できるよう努めているところです。
要旨③	小学校の昨年度の改修工事について
質問	小学校の工事費予算として、毎年ある程度の額の予算が組まれています。昨年度の楽田小大規模工事を除いた工事費の総額及び電気設備系工事、機械空調設備系工事、建築一般工事、その他工事（運動場改修など）に区分した場合の内訳額とその割合をお尋ねします。
回答	楽田小を除いた、昨年度の小学校の工事費総額は、5億4,758万9,873円となっています。内訳として、電気設備系工事費が4,334万3,977円で工事費総額の7.9%。機械空調設備系工事費が4億5,865万4,368円で83.8%、建築一般工事費が4,373万992円で8%、その他工事費が186万500円で0.3%となっています。例年であれば建築一般工事費が全体工事費の半分近くありますが、昨年度は小学校の普通教室にエアコンを設置したことから、特に機械空調設備系の工事費の割合が多くなっています。

再質	早め早めの建築修繕(予防保全)は、結果的に建物本体の長寿命に繋がり、将来的な財政負担を抑えることになるため、積極的に取り組むべきと考えます。限られた予算の中で、あれもこれもということは、悩ましいことと思います。来年度予算編成にそろそろ着手する時期と思いますが、「教育は、未来への投資」ということですから、もう少し子どもたちのために予算配分できないかと、個人的には思っています。そこで、市長に、学校施設の当初予算に係る現時点での考え方や思いなどについて、伺いたします。
回答	将来への投資という意味では、子ども達は未来の宝ですから、子どもたちの学習環境をよりよくしたいと、そういう思いでここには力を入れていくということは、議員と同じ考えです。これについては、予算にも僕なりには反映してきたつもりです。まず、よりよい環境づくりという点では、学校そのものの老朽化が非常に進んできていまして、将来的にこれを改築、改修していくためには、以前の改修、改築のピッチ間隔ではなかなか追いついていかないうだろうということで、前の学校の建築改に取っかかっている間に、次の学校の検討をそこからスタートさせて、一つの学校が終わったら、もう次の学校が着工できるように、そういうピッチでやっていきたいということに、見直しをさせていただきました。 それから、あえて申し上げますが、例えばトイレの改修、それから先ほどの話が合ったエアコン、それから今後、国費の兼ね合いもありますけれども、GIGAスクール構想にも大きな予算が投入されていくわけで、こういったところの予算措置というのは、大胆に今までも進めてきたつもりです。それから、ハードではなくてソフト、現場等のいろんな人員配置、これも時代の変化とともに、現場における様々な課題というのいろいろ出てきていまして、例えばスクールソーシャルワーカーの配置だとか、司書の増員だとか、特別支援であったりとか、そういったことも私としては大事な子どもの環境ということで、人員配置増に伴う予算配分もしてきたつもりです。今回議員のご指摘のいろんな改修ですね、渡り廊下の話もありました。昨日のダムウェーターの話もあって、私も恥ずかしながら、城東小のダムウェーターの話というのは、やはり学校を造った当初の環境や時期が違っていると、いろんな機能の格差が出てきている、そういう課題があるんだなということを再認識させていただきました。そういった点の予算措置、中学校費に関しては、今年度1.5倍にしています。小学校費に関しては、現状、昨年度と予算規模としては同じなんですけど、これ実は私、昨年度、予算編成する際に、増やさんでエエのかと、私、そういつて言ったんです。本当に増やさんでいいの。これ変な話なんですけど。それは、学校から上がってきている要望が、例年の予算規模で対応ができるということを現場から聞いたもんですから、ああ、そうなのということでした。ただ、今回、なかなか自分も把握していないような課題も、ご指摘いただいていますので、現場の声、要望ですね、形として要望として上がってくる、こないで、全て判断するばかりではなくて、やはり自分も積極的にまた現場にも足を運びつつ、いろんな声に耳を傾けて、いろんな必要や要望を、その中で感じとっていくということも大事だと思いますので、そういったことについては、私は先ほど申し上げたように、こういった改修等の予算も、自分としてはできる限り現場の要望に応えたいという思いでおりますので、今後の予算配分、もちろん全体のパイの中で限界はあるかもしれませんが、未来を担う子どもたちのために、私も議員の思いも酌み取りながら、できる限り予算配分についてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。
件名2	子ども未来園における施設改修等工事について
要旨①	施設整備計画の進捗状況について
質問	子ども未来園については、昨年度『子ども未来園施設整備10か年計画』が策定され、「橋爪、五郎丸子ども未来園」及び「羽黒、羽黒北子ども未来園」の統合整備について触れられています。このうち、本年度に測量調査実施となっている「橋爪、五郎丸子ども未来園」について、現在の進捗状況及び予定などをお尋ねします。
回答	現在、移転先となる候補予定地を数カ所絞りこみ、用地選定のための比較検討をすすめているところです。本年度の予定といたしましては、移転先用地を決定し、今後、地権者への説明を行い、来年度にかけて、用地の測量、不動産鑑定及び用地取得、基本設計までを実施したいと考えています。なお、開園の時期については、当初スケジュールどおり、令和6年度を予定しています。
要旨②	昨年度の改修工事について
質問	先程、件名1で、小学校について質問させていただいたように、昨年度の未来園工事に係る工事費について、工事費総額及び電気設備系工事、機械空調設備系工事、建築一般工事、その他工事に区分した場合の内訳額をお尋ねします。
回答	昨年度の子ども未来園における工事費総額は、66,008,635円です。 内訳としては、羽黒北子ども未来園と城東第2子ども未来園の耐震改修工事に52,031,100円を支出したほか、火災感知器増設など電気設備系工事に、1,093,400円、空調機取替工事など機械空調設備系工事に、6,235,217円、保育室床改修工事など建築一般工事に、1,969,360円、排水設備や舗装工事など、その他、土木工事等に、4,679,558円を支出いたしました。

再質	耐震改修工事分約5,200万円を除く約1,400万円の内訳をみてみますと、小中学校と同様に、設備系工事の占める割合が多く、建築一般工事が200万円弱ということですが、未来園については、耐震改修を含めた大規模改修が実施されていますので、理解できます。今後は安全対策的な工事や設備不全の緊急工事が増えていくのではないかと、予想しています。 そうした中で昨今、3歳未満児の割合が多くなってきていると聞きます。先程の10か年計画にも『未満児保育に対応する施設が不十分』と明記され、整備することが示されていますが、私としては、もう少し前倒しする必要があると思っています。そこで、未満児対応に係る現時点での考え方や整備スケジュールなどについて、お尋ねします。
回答	子ども未来園施設整備10か年計画でもお示ししているとおり、児童の人口減少に反して、3歳未満児の保育ニーズは今後も高まると予想され、子ども未来園における3歳未満児の在園児割合は、上昇傾向にあります。また、建設当初は、主に3歳児以上の保育を中心に想定して建設されているため、設備や部屋の配置などの点において、3歳未満児保育に対応した保育室としては、十分ではないため、保育ニーズにあった環境整備を整える必要があると考えます。 3歳未満児の保育室の改修内容といたしましては、室内は、床カーペットの張替えや、トイレ整備、また、屋外においては、未満児専用遊具の設置などを考えています。 具体的な今後の整備スケジュールについては、今年度策定する個別施設計画を基に方針を決定していきたいと考えております。
件名3	要配慮者利用施設の避難確保計画について
要旨	—
質問	7月11日の中日新聞に、国土交通省がまとめた調査結果(本年1月1日時点調査)を元に、『浸水想定区域の要配慮者施設の避難計画が39パーセント未策定』と題した記事が大きく掲載されました。これは、平成29年6月19日に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が義務付けられているにも関わらず、いまだ40%近くが計画を策定していないという実態を報じたものです。 犬山市の状況も公表されていましたが、これについては、対象施設数9カ所に対し、計画作成済の施設は「0」という厳しいものでした。 計画作成の義務は施設管理者等が負うこととなっており、直接的に市ではない施設も含まれますが、市民の財産と命を守る観点から、放置すべき案件ではないと考えます。 そこで1点目として、この9つの施設の施設分類別件数はどうなっているのか。2点目として、新聞掲載の9施設は、「水防法」に関わる記事かと思いますが、「土砂災害防止法」に関わる施設の計画作成状況はどうなのか。3点目として、未作成の要因を、市としてどう捉えているのか。お尋ねします。
回答	まず、水防法により避難確保計画が必要となる対象施設は、現在、木曽川の洪水浸水想定区域内に、社会福祉施設が6施設、医療施設が1施設、学校施設が2施設、合わせて9施設となっています。 次に、土砂災害防止法による対象施設は、土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設が6施設、医療施設が1施設で7施設です。 これら対象施設においては、令和3年度末までに避難確保計画の整備が義務化されていますが、これまで作成が進んでいなかった点については、国の方針についての情報提供など、市としての支援が十分でなかったと認識しています。その反省を踏まえて、現在対象となる全要配慮者施設との情報共有を図るとともに、避難確保計画の作成支援を進めているところです。
再質	未策定の要因は、こういった計画策定に係る施設側のノウハウ不足を補完するための市の支援が不十分ということで、平成29年の法律改正時点に、私自身「防災監」の職にありましたので、責任の一端を感じているところではあります。 再質問させていただきます。先程の答弁のなかで、「反省を踏まえて、対象施設の計画作成支援を進めている。」とのことでした。そこで、現在の進捗状況についてお聞かせください。
回答	避難確保計画は民間の施設であっても、市民の命を守るという点においては、市としても必要な支援を積極的に行い、進めなければならないものと考えています。 現在、全ての対象施設に対して、避難確保計画に関する共通する部分のひな形の提供を行うとともに、個別の状況に関しては、市の防災担当等が相談を受けながら、計画作成を進めていただいております。先週末(9月4日)時点で全16施設のうち公共施設を含めた11施設が計画作成済となっています。残る民間施設についても、現在、連絡を取りながら、9月中旬には全ての対象施設の避難確保計画の作成が完了できるよう支援、調整を進めているところです。

2020年11月定例議会 一般質問

件名1	老人クラブについて
要旨①	老人クラブの団体数、会員数等の現状は。
質問	ホームページで公開されている「補助金の交付状況に係る調書」を見てみますと、平成30年度の団体数は53で、会員数2,368人ということです。10年以上前から、年々減少傾向にあるということが言われていますが、現在の状況は、どうなっているのか。併せて、加入率や地区的な特徴などについて、お尋ねします。
回答	令和2年度当初において、47団体、2,032名が加入しており、会員内訳は男性1,037名、女性995名と若干、男性会員が多くなっています。また、市内は「犬山」「羽黒・池野」「城東」「楽田」と4支部あり、「犬山」支部は、男性317名、女性345名、「羽黒・池野」支部は、男性103名、女性138名、「城東」支部は、男性484名、女性365名、「楽田」支部は、男性133名、女性147名となっており、「城東」支部のみが、男性会員が多いという現状となっています。加入率は、10年前の平成22年度は約12.3%、5年前の平成27年度は10.2%、今年度は約8.1%と議員ご指摘のとおり、年々減少傾向にあります。
再質問	多くの高齢者に参加して欲しいという立場なのか、任意の団体なので、そういったことは立ち入らないのか など、老人クラブに対する市の「立ち位置」を、お尋ねします。
回答	老人クラブは「老人福祉法」に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして位置づけられており、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組む、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的に活動をされています。一方、近年価値観の多様化が進み、老人クラブ以外にも、生きがいや健康づくりを目指すさまざまな活動や団体が芽生えてきています。 当市のスタンスとしては、老人クラブは、こうしたさまざまな団体の有力な一つとらえており、加入促進や経済的な支援など、側面支援をする立場であると考えます。具体的には、補助金の支給や指導員の派遣、老人福祉推進事業の委託、福祉バス及び市内公共施設の優先予約などの支援を実施しています。
要旨②	名称の変更について
質問	要旨1点目で、市の立ち位置をおききましたが、多くの方に、親しみを持っていただくと共に、加入していただくためにも、名称を替えることを改めて提言致します。名称変更は市だけの問題ではありませんし、主体は単位老人クラブや連合会になります。また、上部組織として、愛知県老人クラブ連合会や全老連といった全国組織も存在し、難しいかもしれませんが、犬山市における統一的な愛称でも良いと考えます。また本年度、市では犬山市選挙管理委員会の愛称を「犬山市ゆめ選挙創造委員会とする。」という条文を含んだ条例制定を可決していますし、最近では、コミバスの愛称が「わん丸君バス」に決まりました。名称や愛称というのは、全体をイメージする重要な要素であると考えます。ぜひ、連合会などでの会議の議題の一つとして取り上げていただき、市としても積極的に関わっていただきたいと思います。これについての当局のお考えをお示しください。
回答	愛知県老人クラブ連合会においては、平成21年4月1日より、公募により決定された「愛知いきいきクラブ」の愛称で活動をしています。当市の老人クラブについては、6年程前に、クラブ主体で名称についてのアンケートが実施され、「老人クラブ」のままで良いとの結果になったと聞き及んでいます。市内単位老人クラブでは、47クラブのうち、35クラブが、「老人クラブ」以外の名称を付け、活動に取り組んでいるところです。 犬山市老人クラブの名称や愛称の在り方について、まずは役員へ報告し、再度なげかけをしてまいります。
要旨③	AEDの貸与について
質問	ある老人クラブで、親睦を兼ねて研修旅行に出かけた夜のことでそうです。メンバーの男性の方が、風呂からあがったところで、倒れられ、為すすべもなく亡くなられたということでもあります。そして、旅館にAEDが設置されていれば、ひょっとしたら助かったかもしれないということです。そこで、市で数台のAEDを導入していただき、旅行やイベントの際に、各老人クラブからの要望に応じて貸し出すことができないか、お尋ねします。また、貸し出しにあたって、単位クラブごとのAEDの取り扱い講習を実施すれば、市全体の いざという時の対応力が上がると思います。見解を、お尋ねします。

回答	当市では、イベントやスポーツ行事の主催者に対し要綱に基づき、総務課所管のAED1台の貸出しを実施しています。平成30年度で10件、令和元年度で9件の利用実績があり、それぞれおよそ半分は行政主催のイベント等で利用されています。 現在の利用状況から、今すぐ台数を増やすことは考えていませんが、今後は利用頻度や必要性を考慮し、総務課や庁内AEDを一括契約している消防署など関係各課と連携を取り、対応を考えてまいります。
件名2	子ども未来園における情報発信について
要旨	園児の日常生活を随時発信することができないか。
質問	市内の小中学校は、インターネットを使って、個々の学校名から検索すると、「スクールweb」として、子どもたちの日常学校生活が配信されています。こういったホームページを保護者が観ることによって、学校への信頼感や、安心感に繋がっているように感じます。 そこで、子ども未来園についても、こうした取り組みができないか、お尋ねします。勿論、こういった作業が増えることによって、通常業務に支障が出るようでは本末転倒となりますので、無理にとは言いませんし、出来ることから構わないと思います。当局の見解をお聞きます。
回答	園児の日常生活の発信については、本年9月定例議会でお認めいただきました保育業務支援システムの機能を活用していきたいと考えております。具体的には、現在、紙で配布している園だより、家庭通 信等をデーターで各保護者に配信するもので、ここに園児の日常生活の様子を写真で掲載していく予定です。なお、このシステムの本稼働は、来年2月を予定していますが、新しいシステムに職員、保護者が慣れ、十分に活用するまでには、少し時間がかかると考えております。また、通常の保育業務を行う中での情報発信となりますので、本来の保育業務に支障のないよう、保育士の負担にも配慮しつつ進めていきたいと考えています。
件名3	文書の保存管理について
要旨	—
質問	今年度、羽黒の「小弓の庄」開館 20周年記念としてかわら版が発行された。これを見ますと、小弓の庄企画運営委員会の発足や、旧加茂郡銀行が なぜ堀田地内に復元移築され、どういうイキサツで小弓の庄という名称になったのか など、小弓の庄に係る地区まちづくりの経過を知ることができます。こうした資料というのは、地域のまちづくりの記録であり、犬山市の歴史として、後世に引き継いでいかなければならない「貴重な資料」であると考えます。平成5年頃から、「住民協働のまちづくり」が主流となり、先程からご案内している「かわら版」などは、作成に行政がかかわっているものが多くあると認識しています。こういった文書が、公文書に当たるかどうか、非常に微妙なところがあると思いますが、重要な資料として残していくべきと考えます。かわら版を例に挙げ、話をさせていただきましたが、これに類するものは、この他にも多くあるのではないのでしょうか。市主催のイベント開催時に撮った準備風景の写真や当日写真なども、将来貴重なデジタルデータです。次回、上程予定の条例改正を契機として、何らかの方向性が必要であり、併せて文書は、「後世の人の為に残す」といった意識づけもすべきだと思います。また、現在の公文書規定は、紙ベースのものを指していると思いますが、今はデジタルの時代です。デジタルデータとして、CDなどへの媒体に保存するタイミングなどについても一定の方向付けが必要となってきます。当局の考えをお聞きます。
回答	平成21年に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、地方公共団体においてもこの法律の趣旨に則り、文書管理制度の条例化などの施策を実施することが求められています。これまで当市では、市の内規である「犬山市処務規則」に基づき文書管理を行ってきました。今回改めて、「公文書は市民との共有の知的財産」ととらえ、行政機関等の活動を現在及び将来の市民に説明する責任を全うできるよう、議会や教育委員会なども含めたすべての公文書管理についての統一的なルールを定め、先の全員協議会でご説明したとおり、来年2月の定例議会において公文書管理条例を上程する予定としています。 ご質問の「かわら版」のような文書については、条例制定後も、市の業務として、起案・決裁行為を経て作成されるべきものであることから、公文書として、分類・保存していきます。保存期限後の文書の取り扱いは、現在検討中ですが、行政としては、まちづくり関係の文書は、後世に残していくべきものと考えています。加えて、そうした永年保存の文書、いわゆる歴史的資料の取り扱いや保存については、公文書管理のコンプライアンス確保のために設置する附属機関においても、点検していく予定としています。 このように、公文書管理は一定のルールに基づいて、しっかり行っていく必要がありますが、その運用にあたっては、文書管理の重要性やその意義を、職員一人ひとりが理解する必要があります。そのためにも、職員に対しては、定期的な研修を行い、自分が管理する文書データの整理、後任者への適切な引き継ぎなどを含め、職員全体の意識向上に努めてまいります。